

広島広域公園入口広場等再整備事業

募集要項

令和8年6月17日

広島市

目 次

1	公示日	1
2	契約者	1
3	担当部局	1
4	事業概要等	1
	(1) 事業の目的	1
	(2) 事業名称	1
	(3) 事業場所	1
	(4) 事業期間	1
	(5) 事業概要	1
	(6) 廃棄物の再資源化等	2
5	選定スケジュール	3
6	事業費参考価格	3
7	公募型プロポーザルの参加資格要件等	3
	(1) 公募型プロポーザルの構成等	3
	(2) 提案参加JVの全構成員に共通する参加要件	4
	(3) 提案参加JV構成員の資格	8
	(4) 配置予定技術者の資格	10
	(5) 提案参加JVの参加資格確認基準日	11
	(6) 提案参加JVの構成企業の変更	11
	(7) 統括責任者等の変更	12
8	選定の方法	12
9	募集要項等の閲覧及び交付	12
	(1) 募集要項等の閲覧及び交付の期間	12
	(2) 募集要項等の閲覧及び交付の方法	12
10	募集要項等に関する質問及び回答	12
	(1) 質問書の提出期間、場所及び方法等	12
	(2) 質問書に対する回答期間及び方法	13
	(3) その他	13
11	参加表明書兼参加資格確認申請書の提出	13
	(1) 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法等	13
	(2) 参加表明書兼参加資格確認申請書に関する提出書類	13
12	参加資格の確認	14
13	参加資格確認に係る非選定理由についての質問	14
	(1) 当該非選定理由についての質問書の提出期間、場所及び方法等	14

	(2) 非選定理由についての質問書に対する回答	14
14	参加資格保有者の辞退	14
15	技術提案書及び提案時参考見積書の提出	15
	(1) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法等	15
	(2) 技術提案書等の提出	15
16	プレゼンテーションの実施	16
	(1) プレゼンテーションの実施日、場所及び方法	16
	(2) プレゼンテーションの留意事項	17
17	優先交渉権者の選定	17
18	優先交渉権者との交渉	17
19	優先交渉権者の選定に係る非選定理由等についての質問	18
	(1) 当該非選定理由についての質問書の提出期間、場所及び方法等	18
	(2) 非選定理由についての質問書に対する回答	18
20	審査委員会の設置	18
21	本事業の公募型プロポーザルに参加するに当たっての留意事項等	18
	(1) 募集要項等の承諾	18
	(2) 費用負担	18
	(3) 提出書類の取扱い	18
	(4) 本市からの提示資料の取扱い	19
	(5) 参加資格保有者の複数提案の禁止	19
	(6) 参加表明書兼参加資格確認申請書又は技術提案書等の無効等	19
	(7) 手続きにおいて使用する使用言語、単位及び時刻等	19
22	契約に関する事項	20
	(1) 仮契約の締結	20
	(2) 本契約の締結	20
	(3) 契約保証金の納付等	20
	(4) 契約書類の構成と優先順位	20
23	提案時参考見積書の作成・提出	20
	(1) 提案時参考見積書	20
	(2) 設計後参考内訳書	21
	(3) 賃金又は物価の変動に関する取扱い	21
24	その他	22
	(1) 技術提案内容の取扱い	22
	(2) 事業契約等に違反した場合の取扱い	22
	(3) 週休2日工事の取扱い	22

広島広域公園入口広場等再整備事業に係る参加表明書兼参加資格確認申請書及び技術提案書の提出等に関する詳細は、次のとおりとする。

1 公示日

令和8年6月17日（水）

2 契約者

広島市長 松井 一實

3 担当部局

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市 都市整備局 緑化推進部 公園整備課 公園企画調整担当

Tel : 082-504-2860 Fax : 082-504-2391

Eメール : park-sei@city.hiroshima.lg.jp

4 事業概要等

(1) 事業の目的

広島広域公園再整備計画において“広域的な交流の場”と位置付けている入口広場に、イベントステージや大型遊具・インクルーシブ遊具を新設するとともに、“地域に愛される公園”と位置付けているピクニック広場の花見広場への改修や緑地へのドッグランの新設を行い、新たなにぎわいや交流の場を創出することとしている。

(2) 事業名称

広島広域公園入口広場等再整備事業（以下、「本事業」という。）

(3) 事業場所

安佐南区大塚西五丁目

(4) 事業期間

本契約の締結日から令和11年3月30日まで

(5) 事業概要

ア 事業方式

入口広場に整備する大型複合遊具をはじめとする広島広域公園の入口広場等の施設を、デザインビルド方式で整備する。

事業者選定は、公募型プロポーザルにより実施し、技術提案により選定された優先交

渉権者と、価格等の交渉を行い、設計業務、工事の契約を締結する。

イ 施設整備に係る要求水準

広島広域公園入口広場等再整備事業要求水準書（以下、「要求水準書」という。）のとおりに。

ウ 計画地概要

所在地	広島市安佐南区大塚西五丁目 【別紙4 案内図】参照
公園名称	9・6・001号広島広域公園
敷地面積	約1.7ha（広島広域公園全体面積：約59.9ha） 【別紙5 敷地区域図】参照
都市計画区域	都市計画区域内 市街化区域
用途地域	第二種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域・準防火地域	指定なし
都市公園法関連	・建ぺい率：22%（一般施設（法4条第1項）：2%以下＋特例施設（令6条第1項）：10%以下＋特例施設（令6条第4項）：10%以下） ・運動施設敷地面積：50%以下 ※現状の公園施設の建築面積等については、【参考7 建ぺい率等について】を参考とすること。
汚水供用開始区域	指定あり
景観計画関係	景観計画重点地区（西風新都地区）
都市機能誘導区域	高次都市機能誘導区域（広域拠点型）
居住誘導区域	指定あり
その他の規制	宅地造成等工事規制区域

エ 本事業の範囲

詳細については、要求水準書及び別紙を参照すること。

- ① 入口広場等の設計業務
- ② 入口広場等の工事

（6）廃棄物の再資源化等

本事業の工事施工は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる工事である。

5 選定スケジュール

日程	内容
令和8年6月17日(水)	公示、募集要項の交付
6月17日(水) ～7月1日(水)	質問書の提出期間(1) (募集要項等に関する質問書の提出期間)
7月8日(水)(予定)	質問書に対する回答の公表 (回答公表は、質問受付から中3日(広島市の休日を除く。)以内を目途に随時行う。)
7月8日(水) ～7月15日(水)	参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期間
7月22日(水)(予定)	技術提案書等提出要請の通知 (参加資格確認の通知)
7月22日(水) ～8月19日(水)	質問書の提出期間(2) (技術提案書等に関する質問書の提出期間)
8月25日(火)(予定)	質問書に対する回答の公表 (回答公表は、質問受付から中3日(広島市の休日を除く。)以内を目途に随時行う。)
9月9日(水) ～9月16日(水)	技術提案書及び提案時参考見積書の提出期間
9月下旬(予定)	プレゼンテーション実施の通知
10月上旬(予定)	プレゼンテーション実施
10月上旬(予定)	優先交渉権者選定の通知
10月下旬(予定)	見積合わせ
11月上旬(予定)	仮契約の締結
12月下旬(予定)	本契約の締結

6 事業費参考価格

上限 11億円(税込)

優先交渉権者選定後、価格等の交渉を行った上で本市にて予定価格の作成を行う。

その後改めて見積合わせを行い、仮契約を締結し、令和8年12月の議会承認をもって本契約を締結する予定である。

なお、「15 技術提案書及び提案時参考見積書の提出」において提出する提案時参考見積書の金額は、事業費参考価格を超えないものとする。

7 公募型プロポーザルの参加資格要件等

(1) 公募型プロポーザルの構成等

ア 本公募型プロポーザルには、以下に示す要件を全て満たしている2者以上の構成員により任意かつ自主的に結成された共同企業体（以下、「提案参加JV」という。）により参加するものとする。

イ 提案参加JVの代表企業は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出時に代表者欄に企業名を明記し、必ず代表企業が手続を行うとともに、本市との対応窓口となること。

また、代表企業は、優先交渉権者となった場合の契約協議等、本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務全てについて責任を負うものとする。

なお、構成員が負担する責任の詳細については、共同企業体協定書（様式11）を参照すること。

ウ 提案参加JVのうち、工事施工にあたる者（以下、「施工企業」という。）の構成員の数は1又は2とする。

エ 代表企業は、施工企業とし、施工企業が2者の場合にあつては、出資比率が構成員中最も高い施工企業とすること。

オ 提案参加JVのうち、設計業務にあたる者（以下、「設計企業」という。）の構成員の数は任意とする。

カ 提案参加JVの構成員の出資割合は、次の要件を満たしていること。

- ・ 施工企業の構成員が1者の場合は、50%以上とする。
- ・ 施工企業の構成員が2者の場合は、それぞれ30%以上とする。
- ・ 設計企業については、最低出資割合は設けない。
- ・ 代表企業の出資割合は、他の構成員の出資割合を下回ってはならない。

キ 「7（4）配置予定技術者の資格」に示す配置予定技術者は、参加表明書兼参加資格確認申請書提出時点で提案参加JVに所属する者であること。

ただし、提案参加JVが「7（4）配置予定技術者の資格」に示す配置予定技術者以外の担当者を配置する場合には、この限りではない。

（2）提案参加JVの全構成員に共通する参加要件

提案参加JVの全構成員は、ア又はイ並びにウ～セの全ての要件を満たすこと。

ア ① 広島市建設工事競争入札取扱要綱（平成8年7月1日施行。以下、「工事取扱要綱」という。）第11条第1項（第3号から第5号までに係る部分に限る。）又は第2項若しくは第3項若しくは第11条の3第1項（いずれも工事取扱要綱第11条第1項（第3号から第5号までに係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、競争入札参加資格その他これに類する資格を取り消された者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

② 工事取扱要綱第11条の4第1項又は第2項（いずれも工事取扱要綱第11条第1

項（第3号から第5号までに係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設工事に係る競争入札に参加することができないとされた者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

③ 次に示す工事取扱要綱第28条第3号イからオまで及び第5号アの規定のいずれにも該当していない者であること。

- ・ 法令等に抵触するおそれのある者であつて、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者（3号イ）
- ・ 企業実態調査実施要領（平成11年4月1日施行）に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不相当であると認められる者（3号ウ）
- ・ 参加資格確認日の前1か月以内に、正当な理由がなく一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある一般競争入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者（3号エ）
- ・ 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者（3号オ）
- ・ 本事業のうち担当する工事に対応する工種の工事について、広島市請負工事成績評定要領（昭和50年4月1日施行）に基づく令和7年・令和8年完成工事平均成績（グループ経審又は持株会社化経審を受けた企業集団に属する有資格業者が複数である場合はそれらの有資格業者の平均値とする。）が60点未満である者（5号ア）

イ ① 広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱（平成18年6月1日施行。以下「業務取扱要綱」という。）第11条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）又は業務取扱要綱第11条の2第1項（業務取扱要綱第11条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格その他これに類する資格を取り消された者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

② 業務取扱要綱第11条の3第1項又は第2項（いずれも業務取扱要綱第11条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加することができないとさ

れた者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

③ 次に示す業務取扱要綱第 28 条第 2 号イからオまでの規定のいずれにも該当していない者であること。

- ・ 法令等に抵触するおそれのある者であつて、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者(2号イ)
- ・ 企業実態調査実施要領(平成 11 年 4 月 1 日施行)に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不相当であると認められる者(2号ウ)
- ・ 参加資格確認日の前 1 か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者(2号エ)
- ・ 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者(2号オ)

ウ 会社法(平成 17 年法律第 86 号)の規定による清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。

エ 本事業の公示の日現在から優先交渉権者の選定までの間において、営業停止処分又は本市の指名停止措置を受けていないこと。

オ 「広島広域公園入口広場エリア基本設計その他業務(7-1)」の受託者(㈱セリオス)又は当該受託者と資本的關係若しくは人的關係がある者でないこと。

「資本的關係若しくは人的關係がある者」とは、次に該当する者をいう。以下同じ。

(ア) 資本的關係

- a 親会社等と子会社等
- b 親会社等が同一である子会社等

(イ) 人的關係

- a 代表権を有する者が同一である会社等
- b 役員等に兼任がある会社等
- c 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の關係にある会社等

(ウ) 資本的關係と人的關係の複合的關係

上記(ア)及び(イ)が複合して該当する会社等

(エ) その他(上記(ア)、(イ)又は(ウ)と同視し得る關係があると認められる次の場合)

- a 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認

められる会社等

b 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等

c 組合とその構成員

d 共同企業体又は設計企業体とその構成員

e その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等

※ 「親会社等」とは、会社法第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。

※ 「子会社等」とは、会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。

※ 「役員等」とは、次の者をいう。

- ・ 株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ・ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ・ 組合の理事又はこれらに準ずる者
- ・ 民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人
- ・ 指名委員会等設置会社における執行役

※ 取締役には非常勤を含む。

※ 監査役、会計参与、執行役員は該当しない。

※ 「夫婦」は法律上の者に限る。

※ 「親子」は、民法上の規定による実子のほか、普通養子及び特別養子の関係にあるものをいう。

※ 「兄弟姉妹」は、血縁関係にあるものをいい、姻族関係にあるもの（配偶者の兄弟姉妹）は含まない。

カ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

キ 施工企業にあつては、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できる者であること（ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。）。

ク 提案参加JVの構成員又は構成員と資本的関係若しくは人的関係がある者のいずれかが、他の提案参加JVの構成員として参加していないこと。

ケ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、本市発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

コ 経営状況が健全であること。

なお、「健全であること」とは、手形又は小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分及び銀行若しくは主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

サ 不正又は不誠実な行為がないこと。

シ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条のいずれにも該当しない者であること。

ス 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後 3 年（広島市長又は広島市水道事業管理者が 3 年の範囲内で別に期間を定めた場合にあつては、その期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- ⑦ この号（この⑦を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

セ 提案参加 JV の構成員は、広島市内に本店又は支店等を有していること。

なお、構成員のうち 1 者以上は、広島市内に本店を有していること。

本店とは、施工企業の場合は建設業法上の主たる営業所をいい、設計企業の場合は広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第 2 条第 6 項に規定する主たる営業所をいう。

支店等は、施工企業の場合は建設業法上の従たる営業所（本市と継続して入札に関すること等の委任を受けている者に限る。）をいい、設計企業の場合は継続して入札に関すること等の委任を受けているものに限る。

（3）提案参加 JV 構成員の資格

設計及び施工の各業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。

ア 設計企業の資格

設計企業は、次に掲げる①・②の要件を満たすこと。

また、③・④の要件は、提案参加 JV において設計業務を担ういずれかの企業が満たすこと。

- ① 令和 7・8 年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として次に掲げる全

での登録種目に登録されていること。

設計企業の構成員が2者以上の場合は、設計企業の構成員全体で次に掲げる全ての登録種目に登録されていることとし、各構成員は担当する設計業務の登録種目に登録されていること。

ただし、施工企業が設計業務を行う場合における当該設計業務に係る登録種目にあつては、この限りではない。

- ・ 土木関係建設コンサルタント業務の登録種目「都市計画及び地方計画」又は「造園」
- ・ 建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」

② 建築物の設計企業にあつては、建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

③ 平成23年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、設計面積が8,300平方メートル以上の公園の基本設計業務又は実施設計業務の実績を有すること。

ただし、設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。

④ 平成23年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りの新築工事又は増築工事で、延べ面積の合計が90平方メートル以上の基本設計業務又は実施設計業務の実績を有すること。

ただし、設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。

イ 施工企業の資格

施工企業は、次に掲げる①～④の要件を満たすこと。

① 令和7・8年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていること。

② 施工企業が1者の場合は、次に掲げる全ての工種に認定されていること。

2者の場合は、構成員全体で次に掲げる全ての工種に認定されていることとし、提案参加JVの代表企業は必ずaの工種に、それ以外の構成員は担当する工事に係る工種に認定されていること。

a 土木一式工事

b 建築一式工事

③ 担当する工事の工種について、次に掲げる等級区分に認定されていること。

- ・ 土木一式工事の等級区分は「A」
- ・ 建築一式工事の等級区分は「A」又は「B」

④ 平成23年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げるa・bの工事の実績を有すること（施工企業が2者の場合にあつては、いずれかの企業が満たすこと。）。

ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20%以上のものに限

る。

- a 施工面積が2,200平方メートル以上のアスファルト舗装（オーバーレイを含む）を施工した工事
- b 鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りの建物新築工事又は増築工事

（４）配置予定技術者の資格

配置予定技術者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、特記無き限り、本事業の複数業務の兼務は認めない。

ただし、統括責任者が土木工事の主任技術者又は監理技術者を兼任、土木設計の照査技術者が建築設計の照査技術者を兼任、土木工事の主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼務することは認める。

ア 統括責任者の資格

統括責任者は、事業全体の進捗管理や設計業務及び施工業務の取りまとめを行うこと。

また、受注者の窓口として統括責任者には、より良い施設の具現化に向け、技術提案やコスト管理などについて取りまとめを行うことが求められる。

統括責任者は、提案参加JVの代表企業に所属する者であること。

イ 管理技術者及び照査技術者の資格

土木設計の管理技術者及び照査技術者は、次に掲げる①・②・⑤の要件を満たすこと。

また、建築設計の管理技術者及び照査技術者は、次に掲げる③・④・⑤の要件を満たすこと。

- ① 技術士登録の建設（都市及び地方計画）の資格を有する者又はRCCM（都市計画及び地方計画）若しくはRCCM（造園）の資格を有する者であること。
- ② 「（３）提案参加JV構成員の資格」の「ア 設計企業の資格」の③に掲げる業務と同じ業務経験を有していること（ただし、業務年月日、規模及び実施当時の立場（役割、所属会社等）は問わない。）。
- ③ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有する者であること。
- ④ 「（３）提案参加JV構成員の資格」の「ア 設計企業の資格」の④に掲げる業務と同じ業務経験を有していること（ただし、業務年月日、規模及び実施当時の立場（役割、所属会社等）は問わない。）。
- ⑤ 技術者は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において、参加企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日以前からの雇用関係が必要）にある者であること。

ウ 主任技術者又は監理技術者の資格

土木工事を担う施工企業の主任技術者又は監理技術者は、次に掲げる①・③・④の要

件を満たすこと。

また、建築工事を担う施工企業の主任技術者又は監理技術者は、次に掲げる②・③・④の要件を満たすこと。

なお、施工企業が1者となる場合は、主任技術者（建築）又は監理技術者（建築）に代えて、施工担当者（建築）を配置すること。

ただし、施工担当者（建築）は、主任技術者（建築）又は監理技術者（建築）に求める要件を満たすこと。

① 技術者は、「(3) 提案参加 JV 構成員の資格」の「イ 施工企業の資格」の④の a に掲げる工事と同じ施工経験を有していること（ただし、工事完了年月日、工事の規模など数値は求めない。）。

② 技術者は、「(3) 提案参加 JV 構成員の資格」の「イ 施工企業の資格」の④の b に掲げる工事と同じ施工経験を有していること（ただし、工事完了年月日、工事の規模など数値は求めない。）。

③ 技術者は、建設業法第 26 条第 1 項から第 5 項までに規定するものとする。

なお、本事業は専任特例 2 号により兼務する監理技術者（同法第 26 条第 3 項第 2 号に規定される監理技術者をいう。）でないこと。

④ 技術者は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において、参加企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日以前 3 か月以上の雇用関係が必要）にある者を専任で配置できること（本工事の施工に着手するまでの期間（本工事の現場管理事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事などが開始されるまでの間）はこの限りではない。）。

なお、主任技術者（土木）又は監理技術者（土木）は、提案参加 JV の代表企業に属する者であること。

エ 現場代理人の資格

現場代理人は、当該工事現場に常駐させることができる者とし、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日において、提案参加 JV の代表企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日以前からの雇用関係が必要）にある者であること。

(5) 提案参加 JV の参加資格確認基準日

提案参加 JV の参加資格の確認は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日を基準として行う。

ただし、参加資格の確認後、優先交渉権者選定の日までに参加者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(6) 提案参加 JV の構成企業の変更

参加表明書兼参加資格確認申請書により参加の意思を表明した提案参加 JV の構成企業の変更は原則として認めない。

(7) 統括責任者等の変更

原則として、統括責任者、管理技術者、照査技術者、主任技術者、監理技術者、施工担当者（建築）及び現場代理人は事業期間終了まで変更することはできない。

ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由がある場合は、発注者との協議により変更することを妨げない。

8 選定の方法

本事業は、設計及び施工の観点から技術提案を受け付け、技術提案を評価して優先交渉権者を選定する「技術提案・交渉方式（設計・施工一括タイプ）」を採用する。

9 募集要項等の閲覧及び交付

(1) 募集要項等の閲覧及び交付の期間

公示の日から令和8年9月16日（水）まで（広島市の休日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前8時30分から午後5時（ただし、最終日は午後4時）まで。

(2) 募集要項等の閲覧及び交付の方法

本市ホームページよりダウンロードできる。

ただし、公示、募集要項、審査基準書、様式集及び要求水準書以外の添付資料については、電子メール又は広島市大容量ファイル交換システムにて配布するため、受領を希望する者は、本市ホームページ掲載の添付資料受領申請書兼誓約書（様式21）を記入の上、「3 担当部局」に持参又は電子メールで提出すること。

また、「3 担当部局」においても閲覧することができる。

10 募集要項等に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期間、場所及び方法等

提出期間(1)： 公示の日から令和8年7月1日（水）まで（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時（ただし、最終日は午後4時）まで

提出期間(2)： 令和8年7月22日（水）から令和8年8月19日（水）まで（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時（ただし、最終日は午後4時）まで

提出場所： 「3 担当部局」に同じ

提出方法： 質問書（様式1）に記入の上、提出期間中に電子メール（MicrosoftExcel

データ形式)にて提出すること。提出後は、電話により速やかに受信確認すること。

(2) 質問書に対する回答期間及び方法

ア 回答書の閲覧及び交付の期間

回答公表の日から令和8年9月16日(水)まで(広島市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで

イ 回答書の閲覧及び交付の方法

「9 募集要項等の閲覧及び交付」の「(2) 募集要項等の閲覧及び交付の方法」によりダウンロードできる。

また、「3 担当部局」においても閲覧及び交付を行う。

(3) その他

- ・ 本事業に係る質問以外には、回答しない。
- ・ 質問に対する回答は、質問受付から中3日(広島市の休日を除く。)以内を目途に随時行う。

なお、回答に当たっては、質問者の特殊な技術やノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、公表する。

11 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出

本事業の公募型プロポーザルに参加を希望する提案参加JVは、参加表明書兼参加資格確認申請書及び「7 公募型プロポーザルの参加資格要件等」に掲げる要件を満たしていることが確認できる書類(以下、「申請書等」という。)を提出期間内に提出すること。

(1) 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法等

提出期間: 令和8年7月8日(水)から令和8年7月15日(水)まで(広島市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後4時)まで

提出場所: 「3 担当部局」に同じ

提出方法: 申請書等は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

(2) 参加表明書兼参加資格確認申請書に関する提出書類

以下の書類をA4判にて片面印刷し、正本1部、副本2部を1部ずつクリップ留め又はファイルへ綴じた上で提出すること。

- ア 参加表明書兼参加資格確認申請書(様式2)
- イ 提案参加JV体制一覧(様式3)
- ウ 施工実績調書(施工企業)(様式4)

- エ 業務実績調書（設計企業）（様式 5）
- オ 配置予定技術者等調書（工事）（様式 6）
- カ 配置予定技術者等調書（設計）（様式 7）
- キ 資本的関係・人的関係調書（様式 8）
- ク 共同企業体公募型プロポーザル参加資格審査申請書（様式 9）
- ケ 委任状（様式 10）
- コ 共同企業体協定書（様式 11）
- サ 承諾書（様式 12）
- シ 委任状（各構成員用）（様式 13）
- ス 共同企業体登録番号交付申請書（様式 14）
- セ 各様式の記載事項を証明する書類（各様式に記載された必要書類を添付すること）

12 参加資格の確認

申請書等を提出した提案参加 JV について、参加資格の有無を確認し、その結果を提案参加 JV の代表企業に対して、令和 8 年 7 月 22 日（予定）に書面により通知する。

なお、参加資格を有していることが確認できた提案参加 JV を参加資格保有者として選定する。

13 参加資格確認に係る非選定理由についての質問

参加資格保有者に選定されなかった者は、次のとおり、その理由について説明を求めることができる。

（1）当該非選定理由についての質問書の提出期間、場所及び方法等

提出期間： 令和 8 年 7 月 22 日（水）（予定）から令和 8 年 7 月 29 日（水）（予定）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時（ただし、最終日は午後 4 時）まで

提出場所： 「3 担当部局」に同じ

提出方法： 質問書は、会社名及び代表者名を記入し、代表者印を押印した上で、書面（A4 サイズ・書式自由）により提出すること。

なお、質問書は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

（2）非選定理由についての質問書に対する回答

非選定理由についての質問書に対する回答については、質問書の受領後、1 週間（広島市の休日を除く。）を目途に提案参加 JV の代表企業に対して書面により回答することを予定している。

14 参加資格保有者の辞退

参加資格保有者が、参加資格確認結果通知の受領後に提案参加を辞退しようとする場合に

は、技術提案書類の提出期間である令和8年9月16日（水）までに、代表者印を押印した上で、辞退届（様式15）を「3 担当部局」に提出すること。

なお、辞退届は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

15 技術提案書及び提案時参考見積書の提出

参加資格保有者は、技術提案書及び提案時参考見積書（以下、「技術提案書等」という。）を提出すること。

なお、提出期間内に提出しない者は辞退したものとみなす。

（1）技術提案書等の提出期間、場所及び方法等

提出期間： 令和8年9月9日（水）から令和8年9月16日（水）まで（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時（ただし、最終日は午後4時）まで

提出場所： 「3 担当部局」

提出方法： 技術提案書等の提出にあたっては、代表者印を押印した技術提案提出届（様式16）と合わせ提出すること。

なお、技術提案書等は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

（2）技術提案書等の提出

以下の書類を全て片面印刷し、A3サイズのファイルに綴じて提出すること。

特記なき書類については、A4サイズで作成すること。

なお、提出部数は正本1部、副本12部とする。

併せて、提出書類の電子データを格納したCD-Rを1部提出すること（「オ 提案時参考見積内訳書」はMicrosoftExcel データで提出すること。）

また、副本には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、参加資格保有者を特定できる表現は不可とする。

ア 技術提案提出届（様式16）

イ 技術提案書（様式17）

A3版横にて作成すること。

作成枚数は、審査基準書「表1 技術提案評価項目」に示したとおりとする。

ウ 技術提案書参考資料（任意様式）

A3版横にて作成すること。

参考書類として、以下の書類を添付すること。

なお、これらの資料は、提案の実現性、根拠の確認及び計画イメージへの理解を深めるためのものであり、評価の対象としては扱わない。

① 鳥瞰パース（作成枚数は1枚以上）

技術提案書の内容を踏まえた整備予定地全体が含まれるものを1カット以上作成すること。

なお、本市ホームページ等で公開できるものとする。

② **アイレベルパース（作成枚数は1枚以上）**

大型複合遊具を含めたにぎわいや交流の場が表現されたものを1カット以上作成すること。

なお、本市ホームページ等で公開できるものとする。

③ **計画図面（枚数は次に示すとおり。縮尺は任意とする。）**

- ・ 計画概要及び建築物面積表（1枚）
- ・ 配置図兼全体平面図（1～2枚）
諸施設、サイン（看板）、計画地盤、動線等を記載すること。
- ・ 断面図（1～2枚）
東西方向の断面図を作成すること。
- ・ 建築物平面図（建築物毎に1枚）
面積や設備を記載すること。
- ・ 建築物断面図・立面図（建築物毎に1枚）
- ・ 広場舗装及びインフラ計画図（1～2枚）
舗装の範囲や仕様を記載すること。
水道、下水道、電気の引込ルートに記載すること。
- ・ 遊具計画図（1～2枚）
- ・ 植栽計画図（1～2枚）

④ **事業工程表（1枚）**

着工日、検査日、引渡日等の記載を行うこと。

エ 提案時参考見積書（様式18の1）

オ 提案時参考見積内訳書（様式18の2）

様式とは別に任意書式にて、明細書を作成すること。

カ 要求水準に関する誓約書（様式19）

キ 提案概要資料（様式20）

16 プレゼンテーションの実施

参加資格保有者は、「19 審査委員会の設置」に記載の広島広域公園入口広場等再整備事業プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）に対し、技術提案書等の提案内容の理解をより深めてもらうため、プレゼンテーションを実施する。

（1）プレゼンテーションの実施日、場所及び方法

令和8年10月上旬（予定）に広島市役所又はその周辺施設で開催することを予定している。

正式な日時及び実施場所等詳細は、参加資格保有者ごとに連絡する。

なお、参加できる人数は、参加資格保有者に所属する者で、7名以内とする。

ただし、「7 公募型プロポーザルの参加資格要件等」の「(1) 公募型プロポーザルの構成等」のキにより、参加資格保有者が、「7 公募型プロポーザルの参加資格要件等」の「(4) 配置予定技術者の資格」に示す配置予定技術者以外の担当者を配置する場合には、当該担当者の参加を認める。

(2) プレゼンテーションの留意事項

ア 参加者については、技術提案書に記載した配置予定技術者のうち、統括責任者及び管理技術者（土木設計）、主任技術者（土木）又は監理技術者（土木）の3名（統括責任者が主任技術者（土木）又は監理技術者（土木）を兼ねる場合は2名）は必ず出席すること。

イ プレゼンテーションの実施は、参加資格保有者による技術提案書の概要説明を行い、その後、審査委員会の委員からのヒアリングを行う。

ウ プレゼンテーションには、提出した技術提案書の拡大パネル（A1版）やパワーポイント等によるスライドを使用することができる。

なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市において用意する。

ただし、模型及び動画を使用したプレゼンテーションは不可とする。

エ プレゼンテーションに使用する資料は、技術提案書の内容のみを表現したものとする。

17 優先交渉権者の選定

技術提案書に対し、審査委員会において審査基準書に掲げる基準に基づいて評価を行い、本市は、審査委員会の評価結果に基づき、評価点が最も高い者を優先交渉権者、2番目に高い者を次点交渉権者として選定する。

選定の結果は、書面により各参加資格保有者に通知する。

18 優先交渉権者との交渉

本市と優先交渉権者の代表企業は、以下に示す手順にて見積合わせを行う。

ア 本市は、優先交渉権者と、提案時参考見積書の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、優先交渉権者に見直しを求める。

イ アにより価格等の交渉が成立した場合には、優先交渉権者は、その内容に基づき、提案時参考見積書と同じ方法により交渉結果を踏まえた契約時見積書を提出する。

ウ 見積合わせの結果、最終的な見積書の見積金額が予定価格と同額又は下回った場合は、仮契約を締結する。

エ 優先交渉権者は、本契約締結後、速やかに契約時参考内訳書を提出する。

オ アに基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

この場合、交渉権者の順位が高い方から順に同手順に沿って進めていくこととする。

19 優先交渉権者の選定に係る非選定理由についての質問

優先交渉権者に選定されなかった者は、次のとおり、その理由について説明を求めることができる。

(1) 当該非選定理由についての質問書の提出期間、場所及び方法等

提出期間： 選定結果の通知から1週間程度を予定している。

提出場所： 「3 担当部局」に同じ

提出方法： 質問書は、会社名及び代表者名を記入し、代表者印を押印した上で、書面（A4サイズ・書式自由）により提出すること。

なお、質問書は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

(2) 非選定理由についての質問書に対する回答

非選定理由についての質問書に対する回答については、質問書の受領後、1週間（広島市の休日を除く。）を目途に提案参加JVの代表企業に対して書面により回答することを予定している。

20 審査委員会の設置

技術提案書等の審査は、本市が設置した審査委員会において行う。審査内容は原則として非公開とする。

なお、審査委員会に係る議事内容（非公開部分を除く。）及び選定結果等は、審査委員会開催後、順次公表する。

21 本事業の公募型プロポーザルに参加するに当たっての留意事項等

(1) 募集要項等の承諾

提案参加JVは、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出をもって、募集要項等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

(2) 費用負担

提案等に係る必要な費用は、参加企業又は参加資格保有者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の返却

提案参加JV又は参加資格保有者より提出された書類は、返却しないものとする。

イ 著作権

本市が示した発注資料の著作権は本市に帰属し、その他の提出書類の著作権は各参加

資格保有者に帰属する。

参加表明書兼参加資格確認申請書及び技術提案書等は、本手続以外に提案参加 JV 又は参加資格保有者に無断で使用しない。

ただし、参加表明書兼参加資格確認申請書及び技術提案書等は、公正性、透明性及び客観性を確保するために必要があるときは、公表することがある。

また、参加表明書兼参加資格確認申請書及び技術提案書等は、優先交渉権者の選定に係る作業に必要な範囲において、複製することがある。

ウ 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用したことにより生じた責任は、原則として提案参加 JV 又は参加資格保有者が負うものとする。

エ 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え、再提出は、本市から指示する場合を除き、認めない。

オ 追加資料の提出

本市は、必要と判断した場合、追加資料の提出を要求することがある。

(4) 本市からの提示資料の取扱い

本市が本事業に関して提供する資料は、本事業への提案に係る検討以外の目的で使用してはいけない。

(5) 参加資格保有者の複数提案の禁止

参加資格保有者は、1つの提案のみ行うことができる。

(6) 参加表明書兼参加資格確認申請書又は技術提案書等の無効等

ア 故意に虚偽の内容が記載された参加表明書兼参加資格確認申請書又は技術提案書等は無効とし、参加資格保有者又は優先交渉権者の選定に当たっては、これを取り消す。

イ 参加表明書兼参加資格確認申請書又は技術提案書等が次の条件の一つでも該当する場合は失格となることがある。

- ・ 発注資料に定める条件に適合しないもの。
- ・ 提出期間、場所及び方法等に適合していないもの。
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ・ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

(7) 手続きにおいて使用する使用言語、単位及び時刻等

参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める国際単位系（SI）、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時を使用する。

22 契約に関する事項

(1) 仮契約の締結

本市と優先交渉権者の代表企業は、「18 優先交渉権者との交渉」を経て見積合わせを行い、仮契約を締結する。

(2) 本契約の締結

仮契約は、広島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、広島市議会の議決を得たときに【事業契約書(案)】に基づき本契約として成立するものとし、本契約の成立までは、発注者との契約関係が生じるものではない。

優先交渉権者が契約を締結するまでの間に以下の事由に該当し、失格となった場合は、交渉権者の順位の高い者から順に協議するものとする。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条、第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

イ 贈賄・談合等著しく市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により、個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(3) 契約保証金の納付等

契約保証金を納付する。ただし、利付国債若しくは広島市債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 契約書類の構成と優先順位

契約書類の構成及び優先順位は次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とし、その他優先順位等について疑義が生じた場合には、本市と協議の上で、決定する。

ア 事業契約書

イ 質問回答書

ウ 要求水準書(別紙を含む)

エ 技術提案書(ただし、技術提案書の内容が、質問回答書及び要求水準書に示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して、これらに優先するものとする。)

23 提案時参考見積書の作成・提出

(1) 提案時参考見積書

提案時参考見積書は、以下に沿って作成すること。

- ア 見積書の作成は、提示の発注資料に基づいて行うこと。
- イ 今回提示した発注資料は、設計業務に先立ち要求水準書に基づき見積を行うことから、発注資料に記載されていない項目でも、要求水準書に記載された性能等から当然見込むべきものについては、これまでの経験・実績を活かし、今回の見積範囲として見込み、その内容を見積書に記載すること。見積書に記載されていない項目についても、要求水準書に記載された性能等から当然見込むべきものと判断される項目は、含まれているものと判断する。
- ウ 見積書の作成に当たっては、全ての明細書の作成を求めるものではないが、優先交渉権者の見積書が「18 優先交渉権者との交渉」に示す価格交渉、予定価格作成の前提条件となることや、設計段階において、提案時に提出した見積価格を上回らないよう設計業務を行うことが求められることから、その主旨に配慮して明細書の作成を行うこと。
- エ 今回の見積に当たって、端数調整が必要な場合は諸経費（一般管理費等）にて行うこと。

(2) 設計後参考内訳書

設計完了時（工事着工前）に契約金額に対する詳細な参考内訳書（以下、「設計後参考内訳書」という。）を以下に沿って作成すること。工事段階のコスト管理は、設計後参考内訳書に沿って行う。

- ア 設計後参考内訳書を設計図書に基づいて作成し提出すること。
- イ 単価は、設計時参考内訳書に用いた単価を採用すること。契約時参考内訳書に示されていない新たな単価が生じた場合は、契約時参考内訳書の単価に準じて、市と受注者が協議の上、市が承諾した金額で単価設定を行うこと。
- ウ ただし、要求水準書に示す性能等を満たすための工事費目については、その数量増減に関わらず、当該工事費の増額を認めないため、採用する単価について、市と受注者が協議の上、調整する可能性がある。

(3) 賃金又は物価の変動に関する取扱い

広島市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項から第 4 項（全体スライド）については、次の適用方針とする。

- ア 広島市建設工事請負契約約款第 25 条を適用する基準日は、「初回に提出された設計図書が確認された日」とする。
- イ 物価指数は、建設工業経営研究会「広島・経研標準建築費指数」を基に市が算出する指数を使用する。
- ウ 物価指数算出の起算日は、「初回に提出された設計図書が確認された日」とする。
- エ 積算基準日に設定のない工種等の見積について、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合には、その工種等については請求の対象外とする。

24 その他

(1) 技術提案内容の取扱い

優先交渉権者の提案内容については、設計業務の過程において、本市との協議により、具体的仕様その他を決定する。

(2) 事業契約等に違反した場合の取扱い

契約の締結後、これらの契約に違反し、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、あるいは技術提案に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき、期間を定め指名停止を行う場合があることに留意すること。

(3) 週休2日工事の取扱い

本事業は、週休2日工事の試行対象工事であり、実施に当たっては、別に定める「広島市週休2日工事等施行要領（土木工事）」・「広島市週休2日工事施行要領（建築・設備工事）」に基づき実施するものとする。

なお、完全週休2日（土日）に満たなかった場合で、月単位の4週8休以上を達成した場合は、最終変更時に月単位の4週8休以上の補正に減額するものとする。

また、月単位の4週8休以上も達成できなかった場合は補正なしの減額となる。